

平成26年度第1回倉敷市地域包括支援センター運営協議会議事録

1 会議名

倉敷市地域包括支援センター運営協議会

2 開催日時

平成26年8月7日(木) 午後2時～午後3時30分

3 開催場所

倉敷市役所水道局3階大会議室

4 出席者

(1) 委員(16名)

井上 隆子(倉敷市栄養改善協議会)
植田 洋子(倉敷市愛育委員会連合会)
内田 修子(倉敷ねたきり・認知症家族の会)
川井 進(岡山弁護士会)
甲加 和歌子(岡山県薬剤師会倉敷支部)
小林 正和(岡山県介護支援専門員協会倉敷支部)
高槻 貴子(岡山県備中県民局健康福祉部)
田辺 昭夫(倉敷市議会保健福祉委員会)
土倉 綾子(倉敷市老人クラブ連合会)
中田 雅章(岡山県社会福祉士会)
能登原 源次郎(倉敷市民生委員児童委員協議会)
藤井 誠(倉敷市社会福祉協議会)
松井 聡一(倉敷市内歯科医師会協議会)
三宅 啓文(倉敷市連合医師会)
森山 千賀子(倉敷市介護保険事業者等連絡協議会)
脇本 美香(岡山県看護協会倉敷支部)

(2) 事務局(13名)

北山 卓(保健福祉局 参与)
高尾 眞市(" 保険部 次長)
三谷 育男(" 介護保険課 課長)
中津 朋子(地域包括総合支援センター 所長)
光田 武道(保健福祉局介護保険課 課長補佐)
本城 匡(保健福祉局高齢福祉課 主任)
橋村 和樹(保健福祉局介護保険課 係長)
林 久雄(" 主任)
片山 敦史(保健福祉局介護保険課)
本安 伸一郎(地域包括総合支援センター主任)
赤木 美鹿(地域包括総合支援センター)
板東 貞雄(")
岡部 雅恵(")

5 議題

- (1) 平成25年度 高齢者支援センターの事業報告について
- (2) 平成25年度 高齢者支援センターの事業評価について
- (3) 平成26年度 高齢者支援センター運営委託料契約額について
- (4) その他

6 傍聴者の数

無し

7 審議内容

1) 開会

2) あいさつ

北山保健福祉局参与が開会挨拶。

3) 自己紹介

委員自己紹介

事務局自己紹介

4) 会長及び副会長選出

会長：三宅 啓文委員（倉敷市連合医師会）

副会長：中田 雅章委員（岡山県社会福祉士会）

5) 議事

事務局より（1）平成25年度高齢者支援センターの事業報告について説明

事務局：それでは、平成25年度 高齢者支援センターの事業報告について説明させていただきます。まず1ページをお開きください。こちらが高齢者支援センターの職員数の一覧表となっております。平成25年4月1日時点での職員配置の状況となっておりますのでご参照ください。なお、かっこ書きは、平成24年度のもので、これより以下の数値表につきましては、比較対照できますように、平成24年度分をかっこ書きとさせていただきます。

続きまして2ページをご覧ください。こちらが包括的支援事業の、内容説明となっております。包括的支援事業は、地域にお住まいの方々が、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、介護のみならず、保健・医療・福祉に関する総合的な支援を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的に行っており、その内容は、1，総合相談・支援業務 2，権利擁護業務 3，包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 4，介護予防ケアマネジメント業務の4つの業務に大別されます。事業内容の詳細につきましては、紙面にあるとおりです。続きまして3ページをご覧ください。こちらが平成25年度の高齢者支援センター事業の実施状況です。上の段の項目にあります、介護予防ケアマネジメントとは、要介護・要支援状態にならないよう、対象となる高齢者の方に、ケアプランを作成した件数です。総合相談支援とは、地域の高齢者や家族の方から、電話・来所・訪問などで相談を受けたすべての相談件数です。権利擁護とは高齢者の権利擁護のための支援件数として、ここでは高齢者虐待とその他に分けて統計をとっております。

なお、その他とは成年後見、日常生活自立支援、消費者被害等の対応となっております。高齢者虐待につきましては、疑いも含めた対応の延べ件数を計上しており、困難事例を多く抱えますと、頻回の対応を要するため1ケースあたりの対応件数が増え合計件数が増えております。同じ権利擁護の中で、その他の件数が増えておりますが、これは送り付け商法等の消費者被害への対応が増えたためであります。高齢者実態把握調査につきましては、65歳以上の要介護認定を受けておられない方の中で、独居や高齢世帯を中心に実施しているもので、気になる方につきましては、継続訪問を行っております。それぞれの業務の内容の詳細な状況につきましては、後ほどのページでお伝えいたします。

続きまして4ページをお開きください。こちらでは、まず介護予防ケアマネジメント事業の対象者の選定から介護予防プログラム参加について、流れ図に沿ってご説明させていただきます。本市におきましては、65歳以上で、要介護・要支援の認定を受けておられない方に対し、生活機能評価受診券を郵送しております。受診券を受け取った方が医療機関で生活機能チェックを受け、条件に該当した方が、特定高齢者の候補者として選定されます。その候補者に対しまして、生活機能検査を実施し、医師により、生活機能の低下がみられると判定された場合、特定高齢者となり、高齢者支援センター職員が、ご本人のご意向や生活状況等も踏まえたかたちで、介護予防プランを作成する流れとなっております。なお、生活機能評価の実施期間は6月から翌年1月までとなっております。

続きまして5ページをご覧ください。こちらが介護予防ケアマネジメント事業の実施状況です。この事業は、先ほどご説明いたしました、生活機能評価を受診され、特定高齢者となった方に対してケアプランを作成し支援するものです。平成25年度の生活機能評価該当数は550人で、表の中の非該当の欄につきましては、生活機能評価で該当者となったものの、のちに介護保険の対象となった方や転出した方の数であります。平成25年度の特定高齢者数は496人となっており、平成24年度の570人に対し74人減少しています。しかしながら、ケアプランの作成数は前年度より1件増加しておりケアプランにつなげた割合は高くなっております。これは、各高齢者支援センターが、粘り強く、訪問等を繰り返し実施し、ケアプラン作成に向け支援した結果だと考えております。

続きまして6ページをお開きください。こちらは総合相談の手段別件数となっております。平成25年度は、総数は9万8896件で前年度に比べ、4,591件増加しており、特に電話や訪問による相談件数が、伸びております。この数は高齢者人口の増加に伴い、年々増加している状況であります。

続いて7ページの総合相談内容別件数をご覧ください。1の相談内容につきましては、相談内容の内容別統計となっております。新予防給付、これは要支援1・2関連の相談なのですが、これが、6万313件と一番多く、ついで、健康・医療の相談が、2万8818件そして3番目に、介護保険・手続き代行が、1万6386件となっております。なお、この件数は、延べ件数として、相談1件あたり、複数の内容の相談があった場合には、それぞれの内容を1つずつカウントしております。総数は、平成25年度、12万4285件と平成24年度の11万7861件と比較して、6424件増加しております。この数をみてみますと、新予防給付の伸びも大きいところですが、健康・医療の中で、認知症の相談件数の伸びも大きくなってまいります。なお、表中のその他につきましては、メールや手紙、地域行事や各種団体の会議出席時などに相談を受けた件数をあげております。2の高齢者虐待状況につきましては、相談件数1162件中、身体的虐待が764件と最も多く、次いで精神的虐待となっております。この虐待種別に関しましては、複数の状況がみられた場合

はそれぞれにカウントしております。

続きまして8ページをお開きください。こちらには包括的・継続的ケアマネジメント事業について載せております。この事業は、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を目的に実施しているもので、ここでは介護予防や消費者被害・成年後見等の業務に関するPR活動や、地域の団体との活動、また学区ごとに開催しております、ミニ地域ケア会議、小地域ケア会議を含む、地域ケア会議の開催回数について、載せております。地域活動の欄をセンターごとにみていきますと、中には減少しているセンターもありますが、大半のセンターではその数を増やしており、特にPR活動での伸びが顕著となっております。高齢者人口の増加に伴い、高齢者支援センターは、地域に根差したセンターとなるべく、積極的に地域に出向き、地域組織と連携し、相談窓口PRを含む、地域活動を実施しております。これに対しまして、地域ケア会議等の項目では、数を減らしております。この数に関しましては、これまでの計上の仕方を精査し、平成25年度からミニ地域ケア会議、小地域ケア会議、地域ケア会議の3つの会議の回数だけの計上とさせていただきます。なお、地域ケア会議に関する動向などにつきましては、次のページでご説明いたします。

続きまして9ページをご覧ください。こちらには本市地域ケア会議の説明を載せております。本市には3つの地域ケア会議があります。すなわち倉敷地区・水島地区・児島地区・玉島地区の4地区で開催しております地域ケア会議、小学校区単位で実施しております小地域ケア会議、そして個別ケースを検討するミニ地域ケア会議の3つです。地域ケア会議に関しましては、国の動向として、平成25年、課長通知である「地域包括支援センターの設置運営について」が改正され、地域ケア会議の機能が明記されることとなりました。この通知の中で国が示した地域ケア会議の機能は5つで「個別課題の解決機能」「ネットワーク構築機能」「地域課題発見機能」「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」となっております。この中で重視されたのが、「個別課題の解決機能」で、地域ケア会議では、「個別ケア会議を積み重ね、地域課題を発見し資源開発、政策形成をしていくことが必要である」との方針が示されることとなりました。この方針を受け、本市では上にあります3つの会議を倉敷市地域ケア会議と位置づけ、下の表にありますとおり5つの機能を持たせたところ です。

続いて10ページに移ります。こちらから13ページまではケアマネ交流会の実施状況を載せております。このケアマネ交流会は包括的・継続的ケアマネジメント業務の一つとして実施しており、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する、後方支援・サポートを行うものです。開催の形態としましては、倉敷・水島・児島・玉島の4地区ごと、複数センター合同開催と、単独開催があり、開催回数は、前年度並みとなっております。内容につきましては、介護支援専門員の実践力の向上のための支援として、事例検討会、成年後見制度、高齢者虐待への対応など、権利擁護に関するもの、認知症や精神疾患に関するもの、また関係機関との連携体制を構築するための情報提供、意見交換会など様々です。交流会では、介護支援専門員が横のつながりがとれるよう、また主任介護支援専門員に相談しやすい雰囲気づくりのため、初めて参加する介護支援専門員がいる場合は、自己紹介等を交えるなどの配慮も行っております。詳しい内容につきましては、表をご参照ください。

続きまして、14ページをお開きください。こちらが、高齢者支援センターが実施しております、家族介護教室等の概要とどういった人を対象とするのかを示したものですのでご参照ください。

続いて15ページをご覧ください。こちらが先ほどお示した教室等の実施状況です。家族介護教室につきましては、開催回数・人数ともに増加しておりますが、その他の教室、認知症サポーター養成講座につきましては若干数が減っております。これは、開催回数が多い支援センターが数を減らしているためであります。どのセンターも基準は満たしており、より多くの方に来ていただけるよう内容に工夫を凝らしながら実施しております。

続きまして16ページをお開きください。こちらは会議・研修等の実施状況です。表の上の段にありますのが、高齢者支援センター職員全員を対象にした研修会で、平成25年度は5回実施しております。特徴的なのは、昨年度改正された「地域包括支援センターの設置運営について」にあわせ、地域ケア会議に関する研修会を系統立てて実施したことです。また、そのほかに、高齢者支援センター職員は、職員連絡会を組織しており、各地区、あるいは職種ごとに連携をとりながら会議・部会を開催しております。役員会は各地区会長と三職種の部長計7名で組織しており、事業の実施状況を情報交換し、相互に確認しあい、連携して高齢者支援センター事業を推進する目的で開催しており、地域包括総合支援センターが事務局となっております。この役員会での話し合いの内容・決定事項につきましては、各地区連絡会で会長から各高齢者支援センター職員に広く伝達・周知される仕組みとなっております。高齢者支援センターは横の連携をとりながら活動しております。また、各職種部会におきましては、それぞれの職種の専門性にあわせ、研修会や話し合いを実施しており、それぞれ年間10回開催しております。

続きまして18ページをご覧ください。こちらのページから25ページまでが要支援1・2の方への、高齢者支援センターごとの介護予防プランの作成状況です。直営でのプラン作成と再委託の総数、及び再委託の事業所名を記載しております。件数は平成25年4月から平成26年3月の1年間のすべてのプラン件数となっております。なお、それぞれの高齢者支援センターごと、一番上にあります事業所が系列の居宅介護支援事業所となっております。この介護予防プランの作成に関しまして、まずは作成に至る手順についてご説明させていただきます。要支援者へのケアプランの作成は、基本的に高齢者支援センターが行います。しかしながら、ご本人、ご家族の希望を受けて高齢者支援センター以外の事業所でケアプランを立てる場合もあります。この場合、複数の事業所の情報をご本人、ご家族に提示し選択していただくようにしております。しかしながら、提示し、選択していただく中で、すでにほかの家族が利用している事業所や知人に聞いた事業所、また要介護状態から状況が改善し要支援に移行した方につきましては、すでに利用している事業所を希望される方もおられます。以上のような状況を勘案しますと再委託の数の偏りにつきましましては、いたしかたない場合もあると考えております。しかしながら、再委託の方法につきましては、今後も、巡回訪問等で、詳細に聞き取っていかうと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

ここより説明するものを交代させていただきます。

H25年度の事業収支の状況についてご説明させていただきます。それでは、資料の26ページ、27ページをご覧ください。平成25年度の高齢者支援センターとサブセンターの事業収支について、ご報告します。まず、資料の26ページのほうですが、こちらは、25箇所の高齢者支援センターの3つの事業についての収支となっております。3つの事業のうち一番左は、本日の資料の2ページにあります総合相談支援や権利擁護など、4つの業務からなる包括的支援事業に係るものであり、収入は倉敷市からの委託料であります。支出額は、この事業に要した費用で、上段が人件費で、下段が事務経費となっております。平成25年度の全センターの収入

合計は、約3億5,887万9千円に対し、支出合計は、約3億9,343万6千円となっております。こちらは、委託料に対し、実績の費用が下回った場合は、精算として、委託料を返還していただくことになっております。

次に、右隣の真ん中の事業は、指定介護予防支援業務でして、本日の資料では、18ページから25ページのことになります。こちらは、介護保険の認定は、要支援と要介護がありますが、そのうち、要支援と判定された方が介護保険サービスを利用する際に、必要なプランを作成したことによる収入と、その事業に要した費用になります。こちらの収入は、介護保険から支払われておりまして、収入合計は、約2億4,357万1千円となり、支出合計は、約2億3,790万7千円となり、全体では、収入のほうが支出を上回っております。最後に一番右の事業ですが、こちらは、資料でいいますと、3ページの高齢者実態把握調査や、15ページにある各教室を開催したことによる、調査の数や利用者などの実績に基づく市からの委託料の収入と、その事業にかかる経費でございます。収入合計は、5,400万7千円に対し、支出合計は、4,913万2千円となり、全体では収入が上回っております。平成25年度におきましては、3事業全てでみますと、全センターの収支では、収入より、支出が上回っておりますが、各センター別では、7センターにおいて、収入が支出を上回る黒字となっており、18センターが支出のほうが上回る赤字となっております。

続きまして、27ページはサブセンターの事業収支となっております。左側がサブセンターにおいて実施している相談業務などの事業でございます。収入は市からの委託料で、どのサブセンターも年間150万円であり、合計で600万円であります。支出につきましては、さきほどのセンターと同様に人件費が上、事務費が下となっております。合計で1,223万3千円であります。右側は、資料ですと3ページにある高齢者の実態を把握する調査でございます。収入は市からの委託料でして、合計で、収入が200万9千円、支出額がその事業に要した費用で408万3千円となっております。簡単ではございますが、以上で、高齢者支援センター・サブセンターの収支のご報告とさせていただきます。

会長：報告は以上ですか？ただ今事務局から説明がありましたが、これにつきまして皆様方のご質問、ご意見などご発言をお願いします。

委員A：私も例年出させていただいて、状況報告等聞かせていただいているのですが、毎年同じようなお話を聞かせていただいているので恐縮なんです。1ページの高齢者支援センター職員数ということで、高齢者支援センターに求められる役割が非常に大きくなってきているという点でいうと、職種の充実は非常に大切だということは当然のことだと思うんですけども、一つ目は保健師ですね。法令上は保健師なんですけども、その他準ずるものもいいということで看護師も一応認めているということになっているようです。前回お聞きした時もだいたい半分くらいは看護師ということだったように思うのですが、25年度の調査ではどうなっているのかが一点目。もう一つは、センター立ち上げたとき、やはりセンター職員の定着がなかなか難しいというような議論も随分ありました。そういう意味では、センター出来て8年目ぐらいになると思いますが、全体的に職員の定着率はどういう風になっているのかということについてお訊ねをいたします。以上です。

事務局：先ほど2点お訊ねをいただきました。まず一点目、保健師もしくは看護師ということで、専門3職種のなかで、保健師かもしくは看護師を置いているところでございます。その割合につきましては平成25年4月1日が保健師9名、看護師16名、そして平成26年4月1日も同じでございました。保健師9名、看護師16名とい

うふうになっております。保健師が辞める際には、そのことを察知しました場合には、ぜひともセンターのほうで再度保健師の採用をしていただきたいと思いますところなんですけれども、やはり地域に潜在する保健師が少のうございます。採用を保健師もしくは看護師で募集をかけましてもなかなか保健師で申し込んでくる人材が少ないということで、なかなか難しい状況ではありますが、できる限り専門性がより高い保健師を置くべきと考えておりますので、今後も保健師の採用を求めていきたいと思っております。

もう1点の定着率に関しましてですが、平成25年が88.3%です。平成24年が85.2%でしたので、少し状況としては改善しているような状況でございます。

委員A：保健師の問題は、この状況のなかでなかなか保健師を探してくるといのはどこも大変だと思うが、しかし高齢者支援センターのこれからの新しい、今度の制度でも、包括支援サービスを考えたときにですね、やっぱり保健師の役割がますます重要になってくるだろうと思うんですね。そういう意味では一応、当初移行する時、在宅介護支援センターから包括支援センターに移行するときに、いっぺんに保健師は無理だろうということで、順々で看護師でもいいよということにさせていただこうと思う。しかしまあ、8年たっても保健師が増えないというのは、やはり法の趣旨というか、制度の趣旨からいうとやはり保健師を限りなく追及するように、各センターが努力していただきたいと思う。これは需要と供給の関係もありますから、すぐにぱっとはいかないとは思いますが、やはりあくまでも、準ずるものという状況が看護師ですから本来は保健師であるべきだと思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

委員A：続けてさせていただいてよろしいでしょうか。3ページから各高齢者支援センターの実施状況というのが報告されています。これを見させていただいて大変いろんなところで各センター努力していただいているとは思いますが、ちょっとだけ気になるのが名前を出してしまっていていいのかわからないんですけども、玉島中部なんですけど、たとえば3ページの高齢者人口が4,586人で総合相談3,116人、同じような4,000人台の人口のところの総合相談がだいたいそれを上回る相談数になっていると思うんですね。ところがここだけ数が少ない、高齢者虐待も少ない・権利擁護の部分も少ないということや、介護予防マネジメント事業、それから総合相談もそうですね、そういう意味で言うとちょっとここだけ、なぜここだけこんなに低いのかなとちょっと見た感じ、するんですけども、それについてご説明いただけたらと思います。

事務局：先ほどのご質問の件なんですけれども、確かに他のセンターと比べて、少し少ないような状況ではありますが、その前の年の2,136件に比べますと、1,000件近く増えておりますので、今後、支援センターが周知できまして、これからまた件数が増えていくのではないかと考えております。

会長：他にございませんでしょうか。ないようでしたら、次の『平成25年度 高齢者支援センターの事業評価』について、事務局から説明をお願いします。

事務局より(2)平成25年度 高齢者支援センターの事業評価について説明

事務局：それでは事業評価についてご説明させていただきます。

29ページを長い表をご覧ください。この高齢者支援センター事業評価に関しましては、平成24年度第2回運営協議会で出されたご意見をもとに作成し、了承をいただいた新しい基準のもとに評価をしております。平成25年度の事業評価より、評価項目が5つ増えております。それでは表の上の方からC評価となっている項目を中心にご説明させていただきます。

まず、1の総合相談支援事業の中の、実態把握調査ですが、こちらについては、総じて基準をみたしております。その下の普及啓発に関しましてですが、こちらについては、C評価のセンターが複数存在しております。この普及啓発の評価ですが、各種団体に向けてのもので、あわせて7項目で行っております。この評価を各センターごと縦にみていきますと、ひとつの項目がCであってもその他の項目ではAもしくはBという評価となっており、センターごとに地域の実情にあわせ、その年度に必要なとされる団体に向けて、PRを行っているものと考えております。

続いて、2の権利擁護事業に関しまして、ご説明いたします。まず、「意識啓発・制度周知」の項目ではどのセンターも基準をみたしており、周知に向け、各センターが取り組みを進めているところであります。続いて「虐待事例の把握」に関してですが、こちらについては、9センターについて、C評価となっております。この評価に関しましてですが、評価の基準が、新規の虐待事例の把握件数を各支援センターの圏域の高齢者人口から積算したものとなっているものです。ですのでC評価のセンターが虐待事例への対応を、行っていないというものではありません。その下の段にあります「高齢者虐待ネットワーク会議」の項目をみていただければわかりますように、この項目でのC評価はなく、新規ではないものの、継続的に関わりを持ち、会議への事例提供を行っている状況がございました。

高齢者虐待への対応件数については、多いほどよいといったものではありませんが、地域に潜在する高齢者虐待を察知し、速やかに対応することが高齢者支援センターの役割でもあります。また、すべての事例にあてはまるわけではありませんが、総合相談事業でしっかりと話を聴き、虐待に至らぬよう事前に手だてを施すことも高齢者支援センターが担う大切な役割であります。このあたりの状況に関しましては、特にC評価のセンターを中心に、日常の業務の中で、あるいは巡回訪問の際に、詳細な状況を聞き取っていかうと考えております。

続く成年後見制度に関してですが、書類作成の実績や申請の実績等でC評価のセンターが複数みられますが、相談対応の実績に関しましては、どのセンターも基準を満たしており、相談を受け対応したものの、書類作成や申請にまで至らなかったものや、家族が申請を行ったものがある状況でした。相談対応の実績があるため、相談を受けての対応は概ね実施できているものと考えております。

続いて3の包括的・継続的、ケアマネジメント事業に関してご説明いたします。

まず、小地域ケア会議に関しましてはAのセンターが15センターある反面、Cのセンターも6つあります。この、C評価に関しましては、小地域ケア会議が小学校区ごとの開催であるため、複数の小学校区を担当しているセンターでは圏域内に立ち上げができていない小学校区がいくつかあるためであります。しかしながら、この項目でC評価のセンターも「設置に向けての活動を実施している」の項目では、おしなべて基準を満たしている状況でありました。各センターは地域の組織に働きかけ、設置に向け、努力を重ねており、平成25年度の評価には反映されておりましたが、今年度に入ってから、新規で立ち上げることができた学区も、2学区ある状況であります。なお、この項目に関しましては、すでに対象圏域のすべての小学校区で設置できているセンターに関しましては、評価の対象外となっており、横線を引いております。

続いて、地域活動の項目に関してです。この項目では、ふれあいサロンについて、定例的な参加という基準では、3センターがC判定となっております。しかしながら、このC判定のセンターもその他の団体への参加につきましては、基準を満たしており、地域活動に関して総括しますと、概ねできているものと考えております。

続きまして、4の介護予防ケアマネジメントに関しまして、ご説明いたします。まず、特定高齢者の状況把握とケアプラン作成に関しましては、多くのセンターがA評価と

なっており、昨年度と比べましても、その数は大幅に増えております。これは事業報告のところでも、お話をさせていただきましたが、各高齢者支援センターが、特定高齢者となった方へ、ケアプランを作成すべく粘り強く訪問を実施し、プラン作成に至ったものと考えております。一方でC評価のセンターもいくつかあり、訪問してみたもののお会いできなかったり、拒否される等、十分な対応ができていない状況がありました。これにつきましては、ケースによっては致し方ない場合もあるかとは思いますが、引き続き、特定高齢者が要介護状態にならないように支援できるよう、指導していきたいと思っております。

続いて、5の各種教室等についてですが、こちらはC評価に至るセンターはなく、どのセンターも基準を満たしております。先ほどの事業報告でも申し上げましたが、それぞれのセンターが工夫をこらしながら、教室を実施しているものと考えております。

続いて、6の運営・体制についてです。「職員配置」の項目に関してですが、1センターが、C評価となっております。この理由としましては、職員の欠員期間があったためです。なお、この件につきましては、本日の議題のその他のところでご報告させていただきます。

続いて報告・届け出等の「内容が適切に処理されているか」についてですが、この項目は、報告書の誤りや内容が適切であるかどうかについて評価しており、平成25年度、通年での評価となっております。こちらでは、1センターがC評価となっておりますが、繰り返しの指導により、年度末の時点では改善をみております。

続いて、公正・中立性の確保の項目の中の、「特定事業所の提供サービスへの偏り」ですが、9センターが、C評価となっております。これにつきましては、圏域内に、限られた事業所しかない場合もありますが、その他にも「近くの事業所に通いたい」でありますとか「友人・知人と、一緒に事業所に通いたい」といった理由で、特定の事業所を指定されたため、結果として事業所が、限定されてしまう状況もありました。この、サービス提供は、あくまでご本人・ご家族のご意向が、最優先であり、サービスを自由に選択できる介護保険制度の中で口コミで一定のサービスが周知されてきている状況も考えられ、致し方ない面も、あるのではないかと考えております。しかしながらサービス提供が、特定の事業所のみ、不当に偏りすぎることのないよう、今後も巡回訪問等で、その状況を確認していきたいと思っております。以上が平成25年度センターの事業評価についての報告であります。

続いて、31ページをお開きください。こちらから33ページまで、資料といたしまして、平成25年度、第2回目の地域包括支援センター運営協議会でご承認いただいた、平成26年度の地域包括支援センター事業計画について添付しておりますのでご参照いただければと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長：ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、皆様方のご質問、ご意見などはございませんでしょうか。

委員A：たびたび失礼します。今詳細に報告があったんですけども、各高齢者支援センターの評価全体ですよね、全体としてはどういうふう評価されているのか。個々の問題は今言われたことがあるんですけども、センターが始まって、9年目になっていくつかの項目があります。全体としてはどういう風に、倉敷市の場合は民間の事業所に委託をするというやり方をとって、その際に中立性・公平性がきちっと保たれることやサービスが隔たりが起きないことや十分なサービスが保障されることが担保されなければならないということの中で、さまざまこういうものを作ったと思うんですけども、今全体、8年9年たって、全体としてどういうふう評価されているのか、そこ

をちょっとまずお聞かせいただきたいと思います。

事務局：全体としての評価ですが、高齢者支援センターはたとえば小地域ケア会議の立ち上げ等を通して、地域の関係機関と連携体制をとりまして、地域に根差した支援センターとなるべく活動をしておりますので、周知は以前に比べたらされてきているように感じております。ただし、やはりまだ地域の中で、すべての方が知っているというわけにはいきませんので、これに関してはもう少しまだ引き続きPR活動を続けて、センターが周知できるようにしていかなければいけないのではないかとこのように思っております。けれども立ち上げ当初に比べまして、地域の関係機関、地域でボランティアをしてくださっている機関の方々、今日こられております愛育さん・栄養さん・民生さんといった方々のなかに、浸透してきているというのは状況としてあると思います。そういった方々からケースを沢山あげてこられまして、対応している状況もありますし、総合相談のほうも、年々これはもちろん高齢者人口が増えていることも加味したら当たり前ということにもなるんですが、それを考えましても、それ以上の相談が寄せられているというふうに思っております。全体としては周知がだんだんになされてきていると思っております。

委員A：私も全体的にはですね、よく頑張ってくださいしていると思っております。ただ、そもそも最初に高齢者支援センターを作るといえるときに、直営でやるのか、それとも民間に委託するのか、岡山方式みたいな形であるのかいろんな議論がありました。そうとう議論したうえで最終的に倉敷の場合は民間事業所に委託しようということになったんですね。その際にその後、途中で議会の委員会の中でも、委託料について随分突っ込んだ議論があって、もう一回この事業については見直しをすべきだというようなこともあったと思います。そういうことを踏まえて、今もずっとやってくる中で、私が思う限りそんなに問題があるというふうには見られないですよ。この評価表というのは、協議会で実は議論をして、先ほど話があったように24年には、さらにプラスするという形で作ったということになっているんですけども、実は支援センターによっては、これを作るのにすごい時間と労力をかけていらっしゃるわけですよ。だからこれのために本当にデスクワークが大変という状況をお聞きをしています。全部の評価をやめてしまえとは言わないですけども、もう8年9年目になって大体のことが分かってきて、ポイントですよ。たとえば、事業所の隔たりがないかどうか、これも地域によってはそこしかない場合は仕方ないことは分かっているわけですから、そういうことや総合相談の数だとか。大体の十分なサービス提供ができていくかどうかということも含めて、だいたいのは把握できているという現状を考えると、ポイントをもう少し絞って、こんなにたくさんの評価表を作らせるみたいなことを、もう高齢者支援センターにさせていただくのは私はちょっとかわいそうというか、大変なんではないかと。これから包括ケアプランなんかが出てきて、ますますニーズが、仕事が増えるということになると、私はこれは思い切って簡素化して、総合包括としてきちっと把握しておかなければならない、総合包括としてきちっと評価しなければならぬことに絞ったものにして、来年度以降はやったほうがいいのかと、そういう気持ちを持っているんですけども、これは一応運営協議会で決めたことですので、個人的なことですが、現時点ではそういうふうにしたほうが、各センターもそういう意味で、本来業務に専念できるのではないかと気がしておりますが、いかがでしょうか。

事務局：先ほどのご指摘の通り、確かに今年度の評価からまた項目数は増えておりますし、非常に細分化されたような表になっております。これにつきましては、やはりもう一度中身を精査いたしまして、高齢者支援センターの事業評価をするうえで本当に

必要な項目を残したうえで、またこの他にも本当に必要なものがあるのであれば、そこを取り上げ、もう少しすっきりとした形になるように事務局としては改善していきたいとは思っております。

会長：他にございませんか。

委員B：先ほどのご発言のなかで、委託料を含めて見直しをするべきだという議論があったというお話があったと思うのですが、それは増額の話なのか、それとも減額の話で、どちらでそういう話をされていたんですか。

委員A：それは次になると思います。

委員B：虐待事例の把握というところなんですけれども、これは虐待かどうかわからないけれども、とりあえず相談したものも含めてということによろしんですね。

事務局：はい。そうでございます。

委員B：確認なんですけれども、高齢者虐待防止ネットワーク会議で行われる会議の内容について、確認をしておきたいんですけれども、高齢者支援センターとしては、ネットワーク会議で上がってくる案件についての虐待かどうかの判断を、最終的な判断は市が行うという、そこはよろしんですね。

事務局：おっしゃるとおりです。虐待であるかどうかという判断は、当然市が行うわけですから、虐待が疑われる状況でさらにネットワーク会議にかけられる必要がある案件はネットワーク会議で、たとえば虐待が疑われるけれども、ネットワーク会議で専門アドバイザーの先生、弁護士・司法書士それから社会福祉士の方にアドバイザーとして出席していただいておりますが、そこまで至らずとも、福祉の担当者とセンターの職員で協議ができる場合、あと緊急性の場合には、ネットワーク会議にかけずして行政の判断で対応していくこともあります。

委員B：ネットワーク会議で、これは虐待かどうかについてはあくまで参考意見というふうにとらえて動いているということによろしいでしょうか

事務局：そうですね。ネットワーク会議にあげている案件のなかでは、アドバイザーの先生の意見をいただきながら、各福祉課のほうでこれは虐待だと判断して対応しているケース、あるいはこれはちょっと虐待かどうかまだわからないから、見守りを継続していこう。というケースがあると思います。今一応ネットワーク会議は名称も昨年度から改めまして、虐待のみならず、困難事例、要は虐待だけでなく、各他のセンターの専門職の意見、あるいはアドバイザーの意見が必要、あるいは参考にしたいた案件についてはあげるように所管の高齢福祉課、並びに各福祉課のほうで指示を出しておりますので、ネットワーク会議にあがる案件というのは、必ずしも虐待ばかりではないのが今の実情です。

会長：ほかにございませんか。無いようでしたら、次の『平成26年度 高齢者支援センター運営委託料契約額』について、事務局から説明をお願いします。

事務局より(3)平成26年度 高齢者支援センター運営委託料契約額について説明

事務局：それでは、平成26年度の委託料についてご説明さしあげます。30ページをご覧ください。平成26年度の包括的支援事業にかかる各高齢者支援センターの委託料となっております。

担当圏域の高齢者人口により、委託料の金額は異なりまして、人口の基準として、委託する年度の前の年の12月末時点での高齢者人口により決めております。担当の圏域の高齢者人口が6,000人を超えない場合、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等といった専門3職種の配置が3人ですが、超えた場合は、4人の配置と増えます。今年度は、新たに6,000人を超えるセンターはありませんでし

た。合計金額はセンターでは3億5,888万5千円、サブセンターは600万円となっております。以上で説明を終わります。

会長：ただ今の説明につきまして、皆様のご質問、ご意見などはございませんか。

委員A：先ほどの実績の報告の中で、確か18センターが赤字だという報告があったと思うのですね。7センターが黒字と。これ、あまれば返すということになるわけですが、赤字の場合にはその法人内のお金で、なんかやりくりをして合わせるということでしょう。それが25ある法人の中で18法人がそういう形を取らざるを得ないというのは、私はそれはもう少し現状を見たうえで、適正な価格というか、予算が組まれるべきではないかと。26年度についてはもうすでに議会で予算も通っていますから、やっぱり一番気になるのが、27年度以降。猶予期間があって29年までということもあるようですけれども、総合事業だとかいろんなことに移行していくということのなかで、支援センターの業務も変わってきますよね。そうすると全体として、委託料をどういうふうにするのかということのをしっかり議論していただかないと、実際にやったらすごいお金だけが、支出が増えたとか、逆に市のほうが、たくさん出し過ぎちゃったとか、そういうことが起きると思う。今の現状で半分以上が赤字で、そのまま来ているというのも、私はちょっと、以前議会で言わしていただいたことがあって、その当時は「今後のなかでいろいろ見ながら検討したい」というようなことを言われていたと思うんですけども、現状は変わってないということですから、これをまずどうするのかということと、来年以降、制度が大きく変わるということのなかで、どうしていくのかということについてのお考えを聞かせていただきたい。

事務局：私のほうからお答えさせていただこうと思います。先ほどごあいさつの中でもご説明をさせていただきましたように、平成27年度以降介護保険制度が大きくかわるというのはご承知の通りで。なかでも高齢者支援センターの業務というのは、新たな業務がいくらか、本当に地域包括ケアシステムの中心拠点としての位置づけになってくるのではないかとこの風に思っております。そうなりますと今と同じような業務というわけにはいかない。ただ人がいくらでも増えてもいいという話でもございませぬし、そのあたりもございませぬ。業務内容とこれから、国からまた通知が色々出てくると思いますので、そちらのほうを見ながら検討させていただかないといけないかなと。ですから来年度の予算編成に向けて、そのあたりは検討していきたいというふうに思っております。

委員A：来年度については、まあそうだと思うんですけども。これまで、いわゆる高齢者支援センターに倉敷市としての事業を委託しているわけですね。委託している事業が、受けている事業所が、その事業単体でみると赤字になるということについては、どう認識されているのか。それはそれで事業所が、がんばってくれればいいと考えているのか、そこは予算がないので仕方ないと思っておられるのか。そこらへんの基本的な考え方というのを。ですから今後ね、地域包括ケアの新しいプランが出てくるときにそういう赤字のままずっと続いていくということがどうなのかという思いがある。だからそこらへんはだいたい委託料に見合った形で事業が進むと。そんなに大きな差がなくて、赤字と黒字があんまり出ない形で、うまくやってもらうというのが本来の趣旨だと思うんですよ。でも、ずっと赤字が続いているところは、ずっと赤字になっているから、そこらへんがどうなのか。精査すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりで、赤字が続いているということは確かにそのとおりなんです。これは市の委託事業という考え方でやらしていただいております。包括的支援事

業の部分については、頭が決められているような状態がございまして、そのなかで25の支援センターに分けて、振り分けてやってきた。それとは別に、いわゆるケアプランの作成であるとか、高齢者実態把握とかでもしっかりと個別に単価設定させていただいて、委託させていただいている部分がございますので、そういったところも活用していただきながらなんとかやりくりをしていただきたいというのが、今までの考え方でございます。ですからこれで決していというふうに思っているわけではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員A：これでいいとは思ってはいないということで、ということも理解したというか、そういう意見があったという風に理解をしたいと思ひます。ただ、繰り返しになりますけれど、今度の新しいプランも、国は市町村に任せると言いながら、結局頭をくくるといふ方向のようなんですね。市町村事業ということではいいながら、後期高齢者の伸び率を代替するといふようなことが言われておりますから、そうすると国から、市が一生涯懸命にしようと思っても上限にはめられちゃうと。はめられちゃった分、高齢者支援センターがやる事業が、やろうと思っても委託料がはめられるということになると、十分なことはできないということになってくるのではないかと。これは来年度以降、29年度まで猶予期間があるんでしょうから、多分倉敷市もすぐに来年から新しい事業に移行できないだろうとは思ひますけれども、そこら辺はよく協議をして、事業が円滑にすすむようにやっていただきたいと思ひます。

事務局：これからどういふ形でやっていくかということについて検討していくことになるんですけども、こちらの運営協議会のほうには当然どういふ方向でやるかということをお報告させていただくようになると思ひます。ただその時期が、次回になるのか、その次になるのかといふのは明言はできません。当然、介護保険事業計画の分科会のほうも並行してやっておりますので、そのあたり、こちらで報告しないといふことは絶対ございませんのでご理解いただけたらと思ひます。

会長：ほかにございませぬですか。

委員B：私は予算というか、収支の適正というのが分からないんですけども、これはもともと委託料は決まっているんですよ。それに基づいて、事業を実施するということだと思ひますけれども、支出に関しては適正だといふ判断でよろしんでしょか、市としては、要するに委託先の支出は適正であると。要するに、委託の金額が少なすぎるんだといふ認識なのか、それとも支出についてちょっと大きすぎると考へているのか、どちらになるんでしょか。

事務局：支出について適正かどうかは厳しいご質問だと思ひますが、実際に人件費としてかかっている部分が赤字になっていると認識しております。それは実際に黒字で運営しているところもあるわけですので、実際に事業を運営していただく中での経営努力というのもお当然含まれて参りますので、原則として3職種の方に対しては、単価としては410万。これが基本単価で、それを25に振り分ける時にいくらか全般的に低くなる可能性がございますが、410万を基準にして計算をしております。適正かどうかといふのは非常に言いにくいのですが、非常にお年をめした方がいらっしやれば、その分高くなりますので、そのあたりの関係かなといふふうにお考へております。

委員B：私はそんなに詳しくはないので、単純に、支出が適正であれば、赤字であるところについては予算の増額について動くべきだといふ話になるし、支出については適正とはいひがたいといふことであれば、現状のままでいいといふことにもなるので、単純に考へただけだったので。

事務局：そのあたりも含めて、今後検討させていただけたらと思ひますので、よろしくお願

いいいたします。

会長 : 他にございませんか。無いようでしたら、次の『その他』について、事務局から何かございますか

事務局より(4)その他について説明

事務局 : ふたつ、報告させていただきたい事項がございます。まず一つ目の報告事項でございます。今日追加で資料をお配りさせていただいております。地域包括支援センターの職員にかかる基準を定める条例についての資料についてご報告させていただきます。昨年度の運営協議会で、今回の条例についてお話をさせていただきました。当初は昨年度中に条例を制定する予定でしたが、昨年度は介護保険法の改正が議論されており、その内容によっては、センターの運営に影響を及ぼす可能性があると考えられたため、1年間の経過措置を用いて、今年度に制定することとしたものであります。

今回の条例ですが、内容は1にありますように、地域主権の第3次一括法による権限委譲により、市がセンターの人員基準を定めることとなりました。基準の条例を定めるにあたり市の考え方としては2に記載しておりますように、基準は国が示した基準に対応しつつ、地域の実情に基づいて定める必要があります。国の基準では圏域内の高齢者人口が1千人未満の場合、1人又は2人、1千人以上3千人未満の場合は2人となっております。県を通じて国に確認したところ、国の基準はいわゆる「最低限基準」を定めたものと解して差し支えないから、これを上回る人員基準(いわゆる上乘せ基準)を条例で独自に定めた場合でも、地域の実情に応じた内容であれば、許容されるものであり、その条例の規定は国の基準に違反していることにはならないとの回答でした。市では国の基準を上回る職員の配置をこれまで行ってきたところであり、現状に即し、圏域内の高齢者人口が3千人未満であっても専門3職種を各1名配置し、6千人を超えた圏域は専門3職種いずれかから1名を追加で配置するとして、現在と同じ基準とします。最後に今後のスケジュールですが、平成26年12月議会に条例案を上程し、議決されれば、平成27年4月1日の施行とする予定でありますので、よろしくお願いたします。以上です。

会長 : ご質問・ご意見はございませんか。なければ他にもう一点ございますか。

事務局 : ご報告の2点目なんですが、先ほどのセンターの事業内容の説明の中でも多少触れておりましたが、玉島南高齢者支援センターの職員配置について、ご報告させていただきます。

玉島南高齢者支援センターが管轄する、玉島南圏域では、社会福祉士や主任介護支援専門員など専門3職種を各1名配置することとなっておりますが、現在、社会福祉士1名、看護師1名、介護支援専門員1名の配置となっております。

市としては、平成26年2月5日に運営法人からの変更届けの提出で、初めて事態を知り、その後機会あるたびごとに、地域包括総合支援センターを通じて、欠員の解消の話をしてまいりました。しかし、4月に入っても欠員が解消に至らなかったため、4月28日にセンター運営法人の責任者を呼び、退職までの経緯と現状について確認をいたしました。経緯と現状については、平成26年1月に主任介護支援専門員が事前の相談もなく退職を願ったため、法人としては、退職の話を事前に把握できなかったということでした。その後、急いで、ハローワークや社会福祉協議会及び求人情報誌などに求人を出しましたが、応募の問い合わせがない状態が続いているところでございます。4月の来庁後は、法人から定期的に状況報告を行うよう指導し、6月の初めには、法人代表者と面会し、文書にて、早期の欠員解消を

求めるとともに、定期報告時には、様々な情報網を使って広く募集を行うなどして、欠員の解消を促しているところでございます。市としては、一刻も早く欠員の解消が行われるよう強く求めているところではありますが、募集の申込みがない状況のため、最低限、市民に不便が生じないよう法人に努めさせているところでございます。以上で報告を終わらせていただきます。

会長：ご質問・ご意見はございませんか。

6 閉会挨拶

三谷介護保険課長が閉会挨拶。